登録商標使用要領

中山町産業振興課

1. 「北前いも煮」及び「芋煮会発祥の地」の名称使用にあたって

令和5年3月に「北前いも煮」及び「芋煮会発祥の地」の名称が商標登録されました。この2名称は町の知的財産ですので、上記名称を使用するには中山町登録商標使用取扱規程に基づき町から登録商標の使用承認を得る必要があります。

※ 令和5年6月1日以前より名称使用されている事業者の方等につきましては、中山町登録商標使 用取扱規程に基づき申請手続きをしていただきますが、従前通りの使用を継続できます。

(1) 名称を商標登録した目的

町が長年標榜している「芋煮会発祥の地」及び令和4年度に町の特産品として開発した「北前いも煮」の2名称について、他自治体及び事業者等から先に商標登録され、町が名称を使用することができなくなる事態を未然に防ぐために商標登録したものです。

※ 町が名称を独占するために登録したものではありません。

(2) 登録商標の概要

- ① 登録商標
 - ・ 北前いも煮 登録第6677486号
 - ・ 芋煮会発祥の地 登録第6681684号
- ② 使用権の種類

通常使用権・・・商標権者(町)から許諾を受けた範囲で、登録商標の使用をできる権利

- →登録商標の使用目的により「③ 指定商品・役務の区分」から選択していただき、中山町登録 商標使用承認請求書に記載いただきます。
- ③ 指定商品・役務の区分

	区分	指定商品及び指定役務
北前いま	第29類	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)、食用油脂、乳製品、卵、冷凍野菜、冷凍果実、食肉、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、加工卵、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、豆
	第30類	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)、パン、サンドイッチ、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、即席菓子のもと、パスタソース、食用酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
も煮	第35類	飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	第41類	技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、スポーツの興行の企画又は開催、興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)、運動施設の提供

芋煮会発祥の地	第29類	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)、食用油
		脂、乳製品、卵、冷凍野菜、冷凍果実、食肉、肉製品、加工水産物、加工野
		菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、加工
		卵、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、豆
	第30類	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)、パン、
		サンドイッチ、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、
		穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、
		即席菓子のもと、パスタソース、食用酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀
		済みの大麦、食用粉類
	第31類	野菜、果実、あわ、きび、ごま、そば(穀物)、とうもろこし(穀物)、ひ
		え、麦、麹米、もろこし、飼料、種子類
	第 35 類	飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	第41類	技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版
		物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、映画・演芸・演劇又は音楽の
		演奏の興行の企画又は運営、スポーツの興行の企画又は開催、興行の企画・
		運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・
		競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)、運動施設の提
		供
		競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)、運動施設の提

【区分毎の使用例】

- ・ 第29類、第30類・・・北前いも煮商品及び派生商品への名称表示
- ・ 第31類・・・「芋煮会発祥の地の里芋」、「芋煮会発祥の地の大豆」等
- ・ 第35類・・・広告、マーケティング時の名称表示
- ・ 第41類・・・教育、講習、有料イベントの企画・実施時の利用

(3) 審査

審査会を開催し、申請いただいた書類等を基に審査いたします。

【審査基準】

	B 44.47	
	審査項目	審査内容
		以下について、書面及びヒアリングにより審査
1	使用目的の妥当性	(1) 使用目的が規程に違反していないか
		(2) 町のイメージアップに貢献するものか
2	使用目的と申請区分の整合性	以下について、書面及びヒアリングにより審査
2	使用目的と甲酮色分の釜石性	(1) 使用目的が申請区分と相違ないか
		以下について、商品サンプル等の商品等の内容が判るもの、書
3		面及びヒアリングにより審査
	 	(1) レトルト商品等の食品の場合、申請者のオリジナリティを
	商標を表示する商品等の適正	認めるものの、名称が持つイメージから大きくかけ離れてい
		ないか
		(2) (1)以外の商品の場合、名称のイメージを損なわないものか

4 その他

懸念事項等について、商品サンプル等の商品等の内容が判るもの、 書面及びヒアリングにより審査

(4) 承認の期間

- ・ 1年間(申請年度末まで)
- ・ 翌年度も継続して使用する場合(更新)は、町へ使用承認申請書及び事業実績書を提出し、承認 を得る必要があります。前年度と同内容での更新の場合は、審査会を省略します。
- (5) 使用料・・・無料

(6) 注意事項

使用者が下記のいずれかに該当すると認めたときは、商標の使用承認を取り消します。

- ・ 規程に定める内容に違反したとき。
- ・ 偽りその他不正の手段により使用承認の決定を受けたとき。
- ・ その他使用承認の決定の内容に違反したとき。 また、町は使用者が前項の規定により使用の承認の取り消しにより使用者に生じた損失について

一切の責任を負いません。

(7) 使用者が遵守すべき事項

- ・ 使用承認を受けた商品以外に使用しないこと。
- ・ 使用承認を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- ・ 使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・ 使用承認を受けた商品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合、これに対し全責任を負うこと。
- ・ 故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を町に賠償すること。
- ・ 町長から要請があったときは、商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- ・ 商標の登録が取り消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。

2. 必要書類等

- ・中山町登録商標使用承認申請書(様式第1号)(★)
- · 事業計画書(様式第2号)(★)
- ・ (法人の場合) 定款、謄本
- ・ 商品サンプル、写真等の商品の内容が分かるもの
- ・ その他町長が必要と認める書類
- (★) の書類は、町公式ホームページ又は産業振興課にて配布しています。

3. 申請先・お問い合わせ先

本件に係る申請手続き及びお問い合わせにつきましては、下記宛にお願いいたします。

中山町役場産業振興課産業振興G

中山町大字長崎 120 番地

TEL: 023-662-2114 FAX: 023-662-5950

mail: sangyou@town. nakayama. yamagata. jp